

医療法人 富田浜病院

介護予防 訪問リハビリテーション事業所

当事業所はご契約者に対して訪問リハビリテーションを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを次の通り説明いたします。

I. 事業所の内容

- | | |
|---------------|---------------------------------------|
| 1. (1) 事業所の種類 | 介護予防訪問リハビリテーション事業所 三重県 2410205112号 |
| (2) 事業所の名称 | 富田浜病院介護予防訪問リハビリテーション事業所 |
| (3) 事業所の所在地 | 三重県四日市市富田浜町26番14号 |
| (4) 電話番号 | 059-365-0023 |
| (5) 事業所専任医師 | 河野 稔文 |
| (6) 管理者氏名 | 寺本 祐二郎 |

2. 事業所の運営方針

- (1) 利用者の生活の質を維持・向上するために訪問リハビリテーション計画に基づいて理学療法、作業療法などを必要に応じて提供し、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるように支援して、そのサービスの提供にあたっては、利用者及び家族の意思を尊重します。
- (2) 訪問リハビリテーション事業の実施にあたっては、関係市町村、地域内の保健・医療・福祉サービスとの連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとします。
- (3) 利用者及び家族の訪問リハビリテーションのニーズに積極的に対応し、医師の指示の下、質の高いリハビリテーションを提供します。
- (4) 質の高いリハビリテーションが提供できるよう、職員教育を推進し、サービスの品質管理に努めます。
- (5) サービス提供にあたっては、親切丁寧を旨とし、利用者及び家族に対してサービス内容について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するように努めます。
- (6) 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所でのリハビリテーションの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとします。

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 実施地域

四日市市（富田地区、富洲原地区、大矢知地区、羽津地区、海蔵地区、
三重地区、橋北地区、八郷地区、下野地区）
三重郡（朝日町、川越町）

(2) 営業及び営業時間

営業日 通常、月・火・水・金・土曜日の週5日間

但し、年末年始を除きます（12月31日、1月1日、2日、3日）

休日 木・日曜日 祝日

営業時間 午前8時30分から午後5時30分

4. 職員の体制

(1) 訪問従事者 理学療法士 3名 作業療法士 2名 言語聴覚士 1名

5. 訪問リハビリテーションサービスの提供方法

(1) 利用者がかかりつけの医師に申し込み、主治医が訪問リハビリテーション事業所に交付した診療情報提供書を基に当事業所専任医師による指示書により、訪問従事者が訪問リハビリテーションを実施します。

(2) 利用者または家族から訪問リハビリテーション事業所に直接申し込みがあり、指示書がない場合も同様に、主治医が訪問リハビリテーション事業所に交付した診療情報提供書を基に当事業所専任医師による指示書により、訪問従事者が訪問リハビリテーションを実施します。

(3) 利用者に主治医がいない場合は、主治医を決めて申し込むことを助言します。

6. 訪問リハビリテーションサービスの内容

利用者個々に訪問リハビリテーション計画を作成し、以下のリハビリテーションサービスを提供します。

- (1) 体温・脈拍・血圧・呼吸などの健康チェックと指導
- (2) 病状・障害・全身状態の観察・指導
- (3) 身体機能の維持及び向上
- (4) 日常生活に対する指導及び訓練
- (5) 福祉機器の利用に対する指導及び助言
- (6) 住宅改修に対する指導及び助言
- (7) 療養生活や介護・介助方法、福祉サービス利用についての相談や指導

7. 緊急時などによる対応方法

- (1) 訪問リハビリテーション実施中に利用者の状態に、急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行います。主治医の連絡が困難な場合は、緊急搬送などの必要な処置を講じます。
- (2) 訪問従事者は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに主治医や管理者に報告します。

8. サービス利用料金

訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスである時は、その1割から3割の額とする。 ※1単位は10.33円とする